

文書指導（改善報告を要する事項）に関する事項

事業所名	湘南グリーン介護老人保健施設
対象事業	(介護予防) 短期入所療養介護

番号	指導内容	参考基準等（ある場合）
1	<p>○ 非常災害対策について</p> <p>指定（介護予防）短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないとされています。</p> <p>しかしながら、貴事業所においては、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施していませんでした。</p> <p>つきましては、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施してください。</p>	<p>○ 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第28号）第3条においてその例によることとされる指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準省令」という。）第155条において準用する第103条</p> <p>○ 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第29号）第3条においてその例によることとされる指定介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準省令」という。）第195条において準用する第120条の4</p>